

第5次福島県障がい者計画（素案）に対する県民意見

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
1	P44 早期発見・早期対応の推進	新生児聴覚検査により、聴覚に障害があると分かった時の偏りのない情報提供、相談支援の必要性を医療機関、相談機関に周知できるよう検討いただきたい		乳幼児の場合は養育者とのコミュニケーションの確立が重要となるため、養育者の希望にそった早期支援が出来るよう、関係機関には養育者に対し、十分な情報の提供と適切な助言を行うように周知していきたい。	P44
2	P52 幼稚園、小中学校、高等学校における支援の推進	聴覚支援学校においては幼稚部から手話で教育を受けられるように教育委員会と連携し体制の整備を図ること検討いただきたい		市町村教育委員会からの要請により、特別支援学校の地域支援センターで支援してまいります。	P51
3	P57 教員の特別支援教育に関する指導力の向上	聴覚支援学校においては、幼稚部から手話で教育ができるように聴覚障害教員の配置と教員の手話習得のための研修等を支援すること検討いただきたい		適切な人員の配置と研修の実施に努めてまいります。	P56
4	P63 障害のある方の社会への参画促進	福島県障がい者社会参加推進センターでは、手話通訳員養成・派遣事業は実施していません。（別団体へ委託）なお法律上は「手話通訳者養成事業」となり県実施の事業も「手話通訳者養成事業」で実施されてるかと思えます。実施内容の確認と文言の訂正をお願いします。		「福島県障がい者社会参加推進センター等」には、福島県聴覚障害者情報支援センターや福島県視覚障がい者生活支援センター等を含む整理としています。 事業名につきましては、御意見のとおり「手話通訳者」に訂正します。	P62
5	P66～67 雇用の促進	聴覚障害者が働きやすい職場環境の実現の為に、職場内での手話と聴覚障害についての理解を広めるための体制作りについて事業者周知すること検討いただきたい 手話を主なコミュニケーションとする聴覚障害者に対して手話通訳が介する合理的配慮の実施をしていただけるよう検討いただきたい		障がい者が働きやすい職場環境づくりにつきましては、いただいた御意見を参考に、福島労働局等の関係機関と連携し、事業者に対する周知啓発に努めてまいります。	P65～66
6	P83 意思疎通支援従事者の養成確保	④→ここで言う人材の育成とは手話通訳者養成講座の事でしょうか？それとも指導者養成の事を指すのでしょうか？また県民への手話普及の方法の1つとして、手話言語条例（手話学習）の「出前講座」の創設を希望。多くの人が手話に触れることにより、手話通訳者希望者の底上げにつながると考えます。また手話通訳者が心身ともに健康で通訳業務ができるように頸肩腕検診の実施も併せて検討いただきたい		④「～コミュニケーション支援従事者を指導する人材の育成に努めます。」は、指導者養成を指します。 御意見として承り、今後の事業実施の参考とさせていただきます。	P82
7	P83 意思疎通支援の充実について	この項目のそれより前に掲げられてる地域生活への移行支援や相談支援対策など諸々を進めて行く時に基本になるコミュニケーションのことなので、もっと前段に述べられていても良いと感じますので検討いただきたい。		障がいのある方への意思疎通支援につきましては、障がい者施策全ての基本となるものですが、本計画の体系として4つの目標と9つの重点施策を掲げており、そのうち「障がいのある方のアクセシビリティの向上」の施策として独立した項目を設けて記載しているものです。	P82
8	P86 全ての人が利用しやすい行政情報の提供	②→「県のPR動画への手話通訳付与」の文言を入れていただきたい		御意見として承ります。	P85

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
9	P88～89 防災対策の充実	避難所では情報伝達を音声放送のみではなく目で見ても分かる表示方法等の工夫を検討いただきたい。 情報伝達の円滑化のために、聴覚障害者の家族に文字で表示される防災無線の設置を進める工夫を検討いただきたい。		御意見として承ります。 県では市町村向けの「避難所運営マニュアル作成の手引き」を作成し、市町村が設置する避難所において、広報誌や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送付きテレビ等を活用するほか、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努めるようお願いしているところです。 御意見として承ります。 福島県地域防災計画において、市町村は在宅の障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）等の安全を確保するため情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅の要配慮者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものともされております。 防災無線を設置する市町村においても、聴覚障がい者に配慮した地域防災計画となるよう、助言してまいります。	P87～88
10	P80 (1)障がいのある方の情報利用 5～7行目 P81 13行目	県の広報動画や県の施設で流す音声に、手話言語及び文字情報を付けてください。また、そのための手話動画等製作を福島県聴覚障害者情報支援センター(以下、情報支援センター)へ委託することを提案いたします。	例えば、西庁舎2階ロビーで流れている「福島知らなかった大使」の動画は、訪れた聴覚障害者に内容が伝わりません。また、双葉町の東日本大震災・原子力災害伝承館を訪れた聴覚障害者は、多言語の中に手話が入っていないことを残念に思っています。情報支援センターの持つ字幕や手話動画製作技術を活用し、解決に結びつけることを提案いたします。	御意見として承り、広報における合理的配慮の提供について検討してまいります。	P79 P80
11	P83 (2)意思疎通支援の充実 16行目	手話を学ぶ機会に手話サークルや講座があることを明記し、情報支援センターのホームページに繋がる工夫をしてください。	手話は、外国語と違い学校で学ぶ体制が十分ではありません。なので、県民は学ぶ機会がどこにあるのか探さなければならないと思います。手話サークルは、地域の聴覚障害者とともに学習会やリクリエーションなどの活動を通じて手話を学ぶと共に聴力障害について学べる場所です。いつでも、どなたでも思い立った時に地域の手話サークルに参加することで、手話を学ぶ機会が得られます。また、情報支援センターのホームページにリンクすれば、身近な手話サークルがどこにあるのかを県は情報提供できます。	御意見を踏まえて、県のホームページにおいて福島県聴覚障害者情報支援センターを紹介し、リンクを設定するよう検討します。	P82
12	P83 26行目	コロナ禍の中、病室に手話通訳者、要約筆記者が入室することが困難です。遠隔手話通訳サービスを含め、医大等病院と情報支援センターが契約を結び、入院した聴覚障害者へ手話通訳者、要約筆記者等の派遣促進を提案いたします。	契約という形の提案です。手話通訳ができる職員がいない病院がほとんどの現状の中、入院中の聴覚障害者は看護師や医師の話が分からず不安を抱えています。また、病院側は、感染予防の観点から病院への人の出入りに敏感になっているのではないのでしょうか。病院が求める条件と、情報支援センターが求める条件を明らかにした上で契約を結び、双方にとって有効な業務を進めるという提案です。	御意見として承ります。 聴覚障がいのある方への意思疎通支援につきましては、各病院においてその内容・方法等を検討し対応してまいります。	P82
13	P81 28行目 P86 30行目	知事記者会見や議会中継の映像に手話通訳だけではなく、手話がわからない聴覚障害者も多数いらっしゃいますので、字幕の付与もお願いいたします。		御意見として承ります。 議会中継映像に字幕を挿入する件については、中継システムを構築・管理する業者と技術面での協議を重ね、手話通訳員など専門家に意見を求めながら対応してまいります。	P80 P85

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
14	P81 30行目 P86 32行目	<p>動画配信など新たな広報手法や他の広報媒体との連携を含めた電子媒体の調査・検討を行います。とあります。現状、福島県公式YouTubeチャンネルのほとんどの動画に手話・字幕が付与されておりません。「利用者のニーズを重視したより分かりやすく使いやすい」広報のため、ぜひ手話と字幕の付与をお願いします。</p> <p>81頁24行目に記載の「県聴覚障害者情報支援センターを活用し、聴覚障がいのある方のニーズに即した情報の提供を推進します。」という文言と絡めて実施していただければと思います。</p>		御意見として承り、広報における合理的配慮の提供について検討してまいります。	P80 P85
15	P83 30行目	障がい者パソコン教室を開催する際には、それぞれの障がいによりニーズが異なるので、それぞれの障がい別に開催をするとよいと思います。		御意見として承ります。今後の事業実施の参考とさせていただきます。	P82
16	P59 34行目	<p>ICT教室を開催という文言があるが、これは視覚障がいの方のみを対象としたものでしょうか？</p> <p>聴覚障がい者にとってもICTスキルの習得は重要なものです。（電話リレーサービスや遠隔手話通訳、音声認識アプリなどの活用のため）</p> <p>ぜひ、それぞれの障がいごとに開催をしていただければと思います。</p>		<p>現在実施しているICT教室は、視覚障がいの方を対象としています。</p> <p>御意見として承り、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>	P58
17	P80 14行目	ICTサポート体制を整備する際には、ぜひ聴覚障がい者も利用しやすいように、手話や文字によるサポートをお願いします。		御意見として承り、今後の事業実施の参考とさせていただきます。	P79
18	P94 17行目	障がい特性に配慮した相談体制の整備には、聴覚障がい者への配慮（手話による相談や文字によるやり取り）もしっかり行ってください。		筆談による相談対応や電話リレーサービスの利用、障がい者総合福祉センターなどと連携し相談体制の整備に努めてまいります。	P93
19		<p>障がい者の方が生きやすい社会にするためには、難しい問題が多くあると思います。その上で、一県民としての気持ちをお聞きください。</p> <p>障がいや病気があっても、最低限の情報保障にとどまらず、興味のあることや楽しみにしていることが実行でき、心が豊かになり幸せを感じることでできる社会になってほしいと願っています。</p> <p>障がいがあるために、楽しむことを我慢して、あきらめていることが多いと思います。特に子どもさんにとっては、将来に明るい希望を持てるようにすることが大切です。</p> <p>子どもの時から、障がいのある人となない人が、特別ではなく日常的に一緒に協力しあって、皆が幸せを感じることができたら良いと思っています。</p> <p>その実現に向けて、きっと協力したいと思っている県民はたくさんいます。</p> <p>以上です。よろしくお願い致します。</p>		<p>御意見として承ります。</p> <p>障がいのある人もない人も互いを理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指して、障がい福祉に関する施策に取り組んでまいります。</p>	
20	P7など 第2章現状と課題 第1 本県の障がいのある方の状況	聴覚障害者は身障手帳を所持している人だけではない。手帳取得の聴力損失レベルに達しないが、難聴のため聞こえに不自由し生活や仕事に支障をきたしている難聴者も多数いる。計画策定には手帳所持者数が基とされるのはわかりますが、手帳不所持の難聴者等についても、その実態や動向等を把握され、施策に反映されることを望みます。		御意見として承り、今後の障がい福祉に関する施策の参考とさせていただきます。	P7
21	P58 1 文化芸術・スポーツ活動の振興、社会参加の促進 施策の方向①	文化芸術を鑑賞しやすい環境として、ホール等において、聴覚障害者ごとに中途失聴者・難聴者が、演劇、演芸、映画等のセリフを理解し鑑賞できるよう、施設にヒアリンググループや字幕システム等の導入が進められることを望みます。		<p>御意見として承ります。</p> <p>障がいのある方が文化芸術を鑑賞しやすい環境づくりの推進に努めてまいります。</p>	P57

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
22	P80 2 障がいのある方のアクセシビリティの向上 ア 情報通信におけるアクセシビリティの向上 施策の方向の①	①の「タブレット型端末等の情報通信機器」は、その機器による手話、字幕、音声文字変換、音声コード読み取り変換等の機能によるサービスのことと思うが、特に中途失聴者・難聴者にとっては字幕や文字情報が頼りなので、それらを加えて頂きたい。		御意見を踏まえて追記いたします。	P79
23	P81 イ 障がい特性に応じた情報提供の充実 施策の方向④⑥⑧⑨	④中途失聴者・難聴者の多くは手話は分からない。知事会見や議会中継の映像（リアルタイム配信、アーカイブ映像等）には、中途失聴者・難聴者にとっては、手話通訳だけでなく字幕・文字情報の付加が必要です。 （県へ令和2年12月18日に、会見への字幕付与の要望書を提出。実現を望みます） ⑥県政広報番組にも、同時手話通訳だけでなく、併せて字幕・文字が必要。 ⑧県議会の「テレビ広報」とは議会中継等のことを指しているのであれば、テロップ表示では断片的な文字情報になるきらいがあるので、字幕・要約筆記表示が望まれる。 ⑨民間事業者「地方テレビ局」が放送する県内ニュースには、字幕が付かないため、中途失聴者・難聴者は身近な情報内容を把握できないので、地方テレビ番組やニュースに字幕付加を望んでいる。		御意見として承ります。 年4回放送している県議会広報テレビ番組では、現在全編に音声とほぼ同内容の字幕スーパーを挿入していますが、視聴者の意見を聞きながら改良を加えてまいります。	P80
24	P83～85 （2）意思疎通支援の充実の項目全体について 現状と課題～	現状と課題の（ア）では手話とろう者の説明、（イ）で聴覚障がい者のコミュニケーション支援と説明されているが、この（2）の項目の終りに至るまで、ろう者・手話の説明はあるが、中途失聴者・難聴者と彼らが文字情報・字幕等を必要とする事の説明・言及が少なく、「聴覚障害者」イコール「ろう者・手話」とだけの印象を受けます。 ろう者における手話の大切さについては十分承知しておりますが、この（2）の項目全体をとおして中途失聴者・難聴者についての説明が乏しいと思われる。 施策の方向①②なども、聴覚障がい児（者）イコール手話、との印象に読めるが、補聴器等を装用での聴覚活用もあると思われる。		御意見を踏まえて、要約筆記の説明を追記します。説明の中で、中途失聴者や難聴者に対して文字により伝える支援であることを記載します。	P82～84
25	P86 行政等における配慮の定着 施策の方向⑤など	⑤知事会見や議会中継、広報テレビ番組において、中途失聴者・難聴者にとっては、手話だけでなく字幕・文字情報が必要です。 ⑩選挙情報提供や政権放送にも、中途失聴者・難聴者にとっては、手話だけでなく字幕・文字情報が必要です。		御意見として承ります 議会中継映像に字幕を挿入する件については、中継システムを構築・管理する業者と技術面での協議を重ね、手話通訳員など専門家に意見を求めながら対応してまいります。	P85
26	P88 1 安全・安心 （1）防災対策 ア 防災対策の充実	災害時、テレビニュースで情報が放送されるが、肝心の地元放送局のニュース番組に字幕が無いので、難聴者には大切な状況が把握しにくい。地元放送局のニュースに字幕付加されることを望む。		御意見として承ります。 福島県地域防災計画において、地元の放送機関は県及び市町村の防災活動の協力機関に指定されていることから、難聴者に配慮した災害時の情報発信等について連携・協力して取り組んでまいります。	P87
27	P91 感染症対策の推進 （感染下における合理的配慮の例）	聴覚障がいの「障がいの特性」欄には、口話によるコミュニケーションがとりづらい、とだけの記載だが、これは多くはろう者にあてはまることであり、中途失聴者・難聴者の多くは、話者のマスクごしのため相手の話が「聞き取れない、聞き取りにくい」状況に置かれてコミュニケーションに難儀している。この欄にはこの状況も表現を望みます。		御意見を踏まえて、「聞き取れない、聞き取りにくい」ことについても追記します。	P90
28	P101 参考資料 指標一覧 コミュニケーション支援従事者の登録者数、目標	指標の設定理由・根拠等の欄に、「手話通訳員や点訳奉仕員」の登録者数とありますが、この数に中途失聴者・難聴者等支援の「要約筆記者」数は含んでいるのか、なぜ要約筆記者と記載がないのか、と感じます。 中途失聴者・難聴者等が社会でコミュニケーションできるように、その時その場の文字通訳支援に携わって、中途失聴者・難聴者の社会参加の実現を努め担っている「要約筆記者」を記載し、指標設定を望みます。		コミュニケーション支援従事者の登録者数には、「要約筆記者」も含んでいます。指標の設定理由・根拠等欄に追記します。	P100

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
29	P84	中途失聴・難聴者の追加をお願い致します。		御意見を踏まえて、要約筆記の説明を追記します。説明の中で、中途失聴者や難聴者に対して文字により伝える支援であることを記載します。	P83
30		<p>意思疎通支援事業の充実について。</p> <p>聴覚障害のある方の意思疎通支援について、手話だけでなく「文字情報での支援」を積極的に取り入れていただきたいと思っています。</p> <p>手話のみの支援では、事故や病気や老化による「難聴や中途失聴」などの人生の途中で聴覚障害を持たれた方には情報が伝わりにくいと感じています。</p> <p>手話通訳を使うには、利用する人にも一定の手話の技術が必要です。</p> <p>人生の途中で聴覚に障害を持たれた方にとっては、手話での情報理解は難しいのです。</p> <p>日本語の文字支援が必要だと思います。</p> <p>緊急性の高い情報であるほど、文字で確実に情報を伝えてほしいのです。</p> <p>また、当事者やご家族、病院など地域の方々や機関にも要約筆記やnet119など活用できる文字支援事業について知っていただけると良いのですが。</p> <p>社会からの孤立が起こらないようぜひ、さまざまな聴覚障害について、合理的な配慮をお願いしたいと思います。</p>		県では、要約筆記者の養成・派遣事業など、聴覚障がいのある方への文字支援に取り組んでいます。今後も、様々な聴覚障がいのある方への合理的配慮の提供がなされるよう努めてまいります。	
31		<p>聴覚障がい者の社会参加や意思疎通支援の配慮として手話だけでなく、中途失聴者・難聴者に不可欠な文字による支援（要約筆記・字幕付与・筆談対応）についても明確に記載していただき事業の指針をお願いしたい。</p> <p>聴覚障がい者にとってもその周囲にとっても、手話だけでなく文字による情報も常に共にある社会をめざすための計画としていただきたい。</p>		御意見を踏まえて、要約筆記について追記いたします。	
32	P23 (イ) 福祉用具	ニーズに応える福祉用具 スマホやタブレットなど通信機器も承認してほしい。現在、聴覚障がい者に有効な文字や字幕での情報収集や意思疎通に便利なアプリの普及が進んでいるが、使うためのスマホやタブレットは通信機器という扱いのため、福祉機器としては認められていない。普及促進が後段で記載あるが、情報端末機器も意思疎通のための必要機器としてニーズに合った品目として配慮いただきたい。		御意見として承ります。 給付または貸与の対象となる「日常生活用具」には『用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、 日常生活品として一般に普及していないもの 』との要件があります。スマホやタブレット本体は一般的に普及しているものと考えられ、対象とならないものです。	P23
33	P63 (3) ア	「福島県障がい者社会参加推進センター等」と記載で、「手話通訳員養成・派遣事業を実施していますが」という記載はあるが、要約筆記者の養成・派遣の記載はない。手話通訳員以外の養成・派遣もあることの明確な記載をお願いしたい。		御意見を踏まえて追記いたします。	P62
34	P80 障がいのある方のアクセシビリティの向上	<p>(ア) 障害のある方に配慮したタブレット型端末等の情報通信機器や音声コード等のサービスに加えて文字や字幕表示を加えてほしい。</p> <p>(イ) の内容はP59⑤とも関わり、ICTの利用及び活用の機会の拡大とICTスキル習得支援は視覚障がい者だけに特化されないと思う。</p>		御意見を踏まえて追記します。 ICTの利用及び活用につきましては、御意見を参考とさせていただきます。	P79
35	P81障がい特性に応じた情報提供の充実	(オ) 「県聴覚障害者情報支援センターにおける字幕入りDVDの製作」だけでなく、リアルタイム字幕付けの必要性も認め記載いただきたい。		ご意見として承り、今後の事業実施の参考とさせていただきます。	P80
36	P81 施策の方向④	「知事記者会見や議会中継の映像に手話通訳をつけて、」とはありますが、字幕及びリアルタイム字幕付けも必要性を認め記載していただきたい。		御意見として承り、記者会見等における合理的配慮の提供について検討してまいります。	P80

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
37	P81 施策の方向⑥	同時手話通訳のほかにリアルタイム字幕付けを実施していただきたい。手話がわからない聴覚障がい者だけでなく聞こえにくい高齢者にも有効な手段と思う。		御意見として承り、県政情報における合理的配慮の提供について検討してまいります。	P80
38	P82 施策の方向⑧	県議会の情報について、「全編に手話やテロップの取入れ」とあるが、テロップと字幕は基本的に異なる情報、字幕表示を実施していただきたい。 ※福島県中途失聴・難聴者協会様から令和3年12月18日に提出された 県コロナ会見に対するリアルタイム字幕付けの要望を計画に反映していただきたい。		議会中継映像に字幕を挿入する件については、中継システムを構築・管理する業者と技術面での協議を重ね、手話通訳員など専門家に意見を求めながら対応してまいります。 記者会見に対するリアルタイム字幕付けにつきましては、御意見として承ります。	P81
39	P81～P84 意思疎通支援の充実	現状と課題、施策の方向に、要約筆者の記載はあるが、「要約筆記」や要約筆者が支援対象とする「中途失聴者」「難聴者」についての説明を記載していただきたい。 「聴覚障がい者＝手話」ではなく、文字情報を必要とする聞こえない方の存在を記載してほしい。		御意見を踏まえて、要約筆記の説明を追記します。説明の中で、中途失聴者や難聴者に対して文字により伝える支援であることを記載します。	P80～83
40	P86～87 行政等における配慮の定着 施策の方向⑦ 施策の方向⑤⑦⑨ 施策の方向⑩⑪	⑦本文中【再掲】記載もれ？ 再掲項目は前項で要望のとおり。 選挙等に関する記載があってもリアルタイムで文字情報が必要な方への配慮が記載されていない。(ビデオ学習会でも映像に字幕表示や学習会での要約筆記も含め文字情報が必要な方もいることを反映していただきたい。)		⑦について【再掲】表示を追記いたします。 政見放送は、各候補者又は政党等が作成するものであり、字幕の有無についても候補者等の任意となっておりますが、候補者等向けの説明会などにおいて、字幕を付けることを推奨するなど、より配慮がされた内容で映像が作成されるよう引き続き周知啓発を行ってまいります。 要約筆記の活用については、頂戴した御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。	P85～86
41	P87 施策の方向⑬	文字による案内やコミュニケーションボードなども整備(準備)してほしい。		投票所を運営する市町村に対して、いただいた御意見も含め、投票環境への配慮を促すとともに、利便性向上のための取組についての周知啓発を行ってまいります。	P86
42	P88(1) 防災対策	支援者側への情報提供体制整備や安全確保についての記載がない。 当事者の方と支援者双方の情報共有や体制整備の記載がない。		御指摘を踏まえ下記のとおり修正します。 「災害時における要支援者及び避難支援等関係者双方の安全確保を図るため、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の事前共有等による情報伝達体制の整備を促進するとともに、それらを活用した訓練の実施に努めます。」	P87
43	P90イ感染症対策の推進 施策の方向②	施策の方向②文中 手話通訳者(員?との使い分けは不明ですが) 動向 → 同行の誤り? 「Web会議システムやオンラインによる情報発信などについて平時から積極的に導入することも重要」とあるが、遠隔手話サービスの記載のみで、文字情報サービスの必要性と体制整備の記載がなく、P91 合理的配慮との整合性がない。 「電話リレーサービス」でも文字利用支援があることから「遠隔文字通訳」も県として取り組んでいただき合理的配慮を実施していただきたい。		「同行」に訂正いたします。 「遠隔文字通訳」につきましては、御意見を参考とさせていただきます。	P89
44	P91合理的配慮の例 聴覚障がい	「音声から文字に変換するアプリやタブレット等を使い、視覚的・具体的に伝える」とあるが、施策の方向②との整合性がない。		P90 施策の方向②は、主に手話を言語とされる方向への施策として記載しています。 P90 ⑥「障がい特性に応じた合理的配慮の提供」の例として、P91に障がいの種類ごとに配慮例を記載しているものです。	P90

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
45	P101指標 コミュニケーション支援従事者の登録者数	「コミュニケーション支援従事者の登録者数」の設定理由・根拠等に手話通訳員と点字奉仕員の記載はあるが、要約筆記者の記載がないので、記載いただきたい。指標から外れているということは県が積極的に増加を目標としないものとして受け止められます。		御意見を踏まえて、要約筆記者についても追記します。	P100
46		声を文字化するアプリの技術が進歩して、正確な変換になってきて難聴者にとっても便利なアプリであることは間違いないが、分かりやすさの点では要約筆記が必要だと思う。自治体や住民の皆さんには、利用者にとっての要約の重要性をわかってほしい。		県は、要約筆記者の養成・派遣事業に取り組んでいます。今後も、事業推進に努めてまいります。	
47		聴覚障害のある方へ手話だけでなく「文字情報での支援」を積極的に取り入れてほしい。 手話のみでは、事故や病気や老化による「難聴や中途失聴」などの聴覚障害を持つ方には情報が伝わり難く、手話通訳を使うには、利用する人に手話の一定の技術が必要です。 人生の途中で聴覚に障害を持たれた方にとっては、手話の理解は難しく、日本語の文字支援が必要です。緊急性の高い情報であるほど、文字で確実に情報を伝えてください。 また、当事者やご家族、病院など地域の方々や機関にも要約筆記やnet119など活用できる文字支援事業について知っていただけるとよいのですが。 社会からの孤立が起これないよう、ぜひさまざまな聴覚障がいについて、合理的な配慮をお願いしたいです。		県では、要約筆記者の養成・派遣事業など、聴覚障がいのある方への文字支援に取り組んでいます。今後も、様々な聴覚障がいのある方への合理的配慮の提供がなされるよう努めてまいります。	
48	P24 14行目	市町村の協議会で会議内容を議事録で作成し、公開してほしい。		会議内容の公開につきましては、市町村または協議会ごとにその方法等が定められています。御意見として承ります。	P24
49	P35 29行目	コミュニケーション方法を幅広く、イラストなどボードを作成してほしい。		御意見として承ります。幅広いコミュニケーション方法について検討してまいります。	P35
50	P40 3行目	手話通訳士も必要なので追加してほしい。		手話通訳につきましては、「意思疎通支援従事者の養成確保」としてP83に記載しています。	P40
51	P52 22行目	陸上競技や水泳競技など練習するとき、聴覚障害児(者)はスタート音が聞こえないため、視覚的保障が必要。(スタートランプなど)		合理的配慮の提供の周知に努めてまいります。	P51
52	P53 13行目	本人(教師)が合理的配慮について、わかりやすく説明できるように身に着けてほしい。		合理的配慮の提供の周知に努めてまいります。	P52
53	P53 20行目	聴覚障害者や手話に関わる講座で、福島県聴覚障害者協会の青年部を派遣してほしい。ロールモデルとして機会を作りたい。		きこえについての研修も含まれております。	P52
54	P54 11行目	聴覚障害者(ろう)教員も含めてほしい。		学校全体で組織的に取り組んでおり、聴覚に障がいのある教員も参加しております。	P53
55	P57 16行目	聴覚障害者(ろう)教員も含めてほしい。		聴覚に障がいのある教員も研修の対象となっております。	P56
56	P58 20行目	作品提出期間が短いので、もっと期間を延ばしてほしい。		事業実施にあたり、御意見を参考とさせていただきます。	P57

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
57	P61 22行目	陸上競技や水泳競技など、聴覚障害者対応の視覚的保障はありますか？		県障がい者スポーツ大会では、手話通訳の希望の有無について、事前に確認し、大会当日に手話通訳者を派遣しています。また、全国大会においても、手話通訳者に帯同していただき、聴覚障がい者の情報保障に努めています。	P60
58	P62 9行目	スペシャルオリンピックスは？		知的障がい者に対しても、アスリート支援や競技力強化等に取り組んでおり、また全国大会、国際大会も開催されていることから、スペシャルオリンピックスも記載させていただきます。	P61
59	P64 15行目	公共施設近くの有料駐車場は、障害者手帳を提出すれば割引は可能ですか？		有料駐車場の割引につきましては、その設置者の判断によりますので、個別にお問い合わせください。	P63
60	P66 26行目	事業主に各種助成金制度を確認すると、知らないとのこと。ぜひ周知を強化してほしい。		障がい者の雇用促進に係る各種助成金制度につきましては、県のWEBサイトに掲載しているほか、毎年、県内約2,000社への啓発資料の送付により周知を行っております。引き続き、福島労働局等の関係機関と連携し、周知啓発に努めてまいります。	P65
61	P74 3行目	聴覚障害者は対象外のようなのですが、東北の中に使用している人がいると聞いたので、対象条件など調査してほしい。		福島県のおもいやり駐車場制度は、歩行が困難な方を対象として実施しています。	P73
62	P74 11行目	タクシーは対象になりますか？		障がいのある方の移動手段確保につきましては、市町村ごとに地域の実情に合わせて検討しています。	P73
63	P75 10行目	市役所、福祉避難所などできる様にしてほしい		補助犬の同伴・受入れについては「身体障害者補助犬法」により義務付けられています。制度の普及啓発に努めてまいります。	P74
64	P83 17行目	定期的に手話講座を開いてほしい。		教員の研修を支援しております。	P82
65	P83 20行目	聴覚障がい児家族に合わせる様に手話講座を工夫してほしい		保護者の要請により支援してまいります。	P82
66	P86 17行目	ぜひ部長や課長も受けてほしい。		御意見として承ります。 適切な行政サービスの提供がなされるよう、職員対応要領の周知に努めてまいります。	P85
67	P88 25行目	LINE公式アカウントも作って情報提供してほしい。		御意見として承ります。 当県においては、令和元年東日本台風の際に、被災された県民からの問合せに対応するAIチャットボットを提供いただく等、LINEと連携した取組を行っておりますので、情報提供手段についても必要に応じ活用を検討してまいります。	P87
68	P89 5行目	アイ・ドラゴン4を導入・設置してほしい。		御意見として承り、施設整備の参考とさせていただきます。	P88
69	P90 28行目	両親から「外出するな、家に居なさい」と言われて、2年間も家で我慢する人がいると聞いたことがある。その場合はどうするのか？		障がいのある方が希望する支援について、合理的配慮の提供がなされるよう、周知・啓発に努めてまいります。	P89

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
70	P95 15行目	古い施設の設備（エレベーターなど）を最新に変えることは可能？ Wi-FiやLAN有線などネット環境を設置してほしい。		設備の改修等につきましては、各施設の設置者等の判断となります。 御意見として承り、障がいのある方に対する合理的配慮の提供がなされるよう、周知・啓発に努めてまいります。	P94
71	P96 16行目	合理的配慮について動画でわかりやすく、手話通訳付きで説明してほしい。		御意見を踏まえて検討してまいります。	P95
72	P97 10行目	聴覚障害者はコミュニケーションが難しく、会社の人に叱られてばかりで精神的に苦しんだ。最悪「クビ」と言われた人がいると聞いた。これらは虐待に入りますか？		虐待にあたるかどうか判断するためには、事実の確認を行う必要があります。まずは、お住まいの市町村又は県の障がい者虐待防止相談窓口へご連絡ください。	P96
73	P98 15行目	9月23日「手話言語の国際デー」も追記してほしい。		御意見として承ります。 様々な機会を捉えて、啓発活動を推進してまいります。	P97
74	P98 33行目	事例、解説など動画を作成してほしい。		条例について紹介する動画を作成し、YouTube県公式チャンネルにて配信しています。	P97
75	P86 (3) 行政における配慮の定着	環境整備のための合理的配慮として、県の事業や情報提供の場面においては、手話通訳以外に要約筆記通訳、字幕表示（その場でのリアルタイム字幕表示も含む）などの文字による情報提供もお願いしたい。	聞こえに不自由を持つ方々には、手話を母語とする「ろう者」の方だけでなく、人生の途中で病気や事故で失聴してしまう「中途失聴者」、次第に聴力が衰えてしまう高齢者も含む「難聴者」の存在があります。 手話がわからず日本語による文字表示を必要とする方々への文字情報への合理的配慮をお願いしたい。 文字があることで、障がいのない方々にも聴覚障がいや文字で伝わることの意義、必要性を理解いただけたらと思う。 特に災害時など生命にかかわる場面では、聞こえない音声を文字にして伝えることが必要となり、書いて伝える筆談対応含む意思疎通、情報取得が必須となるので配慮いただきたい。	御意見として承ります。 文字による情報提供について、検討してまいります。	P85
76	P86 現状と課題（ウ）	広報などの連絡先は電話番号記載が主だが、FAXやLINEなど可能な限り広報時に多くの方法を配慮していただきたい。		御意見として承ります。 連絡先の設定・表示方法について検討してまいります。	P85
77	P80 施策の方向②	利用や活用の機会のためには、機器使用に関わるICTスキル習得について障がいをもつ方々にも必須なことと思う。当事者が県のホームページはじめ情報取得のためには、利用しやすさを考慮した作成側の配慮や工夫とともに、高齢化が進む当事者やそ連携しての支援する家族が対応できるようにサポートが必須。操作をスムーズにできるように、活用のために特性に応じたスキル習得の支援も記載いただきたい。		御意見として承ります。 ICT相談等のサポート体制の整備を進めるうえで、参考とさせていただきます。	P79
78	P99 福祉体験・福祉教育の推進	地域における障がい当事者や支援団体と連携して実施いただきたい。、困っている方がいれば自然に手を差し伸べたり、配慮のできる思いやりの心を育てる場を体験、学習することで人にやさしい社会が醸成され、当事者にとっても必要な配慮や思いを伝えられて理解を広める社会につながっていくと思う。		小中学校における総合的な学習の時間では、実社会や実生活の事象や現代社会の課題を取り上げて学習しています。よりよい社会を作るという目的の下、ボランティア体験、特別支援学校との交流など発達段階に応じて課題や活動を設定し、交流する相手とも互恵的な関係であることに配慮しながら活動に取り組んでいるところです。また、各市町村で定められた手話言語条例に基づき、地域の支援団体と連携した学びの機会も広がっています。	P98

No.	該当箇所	御意見等	御意見の理由	県の考え方等	最終案ページ
79	P23 5、6、12、13行目 P80 12、13、14、15行目	<p>現在、聴覚障がいの方とのコミュニケーションツールとして音声認識など便利なアプリがあり利用していますが、そのアプリを使うためのスマートフォンやタブレットは通信機器という扱いのため、福祉用具としては認められていません。</p> <p>特に、補聴器の音量調節などはスマートフォンやタブレットのアプリで調節する機種も多くなってきています。</p> <p>また、災害時の情報入手として音声文字変換を活用した字幕情報はとても重要です。昨年2月、5月の地震発生時にテレビやラジオのニュース情報をリアルタイムで文字化して必要とする方に伝えました。</p> <p>タブレット型端末等の普及促進、利用及び活用の機会拡大だけでなく、実際に使用するためのICT機器も条件を付して福祉用具として認めていただきたいと思います。</p>		<p>御意見として承ります。</p> <p>給付または貸与の対象となる「日常生活用具」には『用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、<u>日常生活品として一般に普及していないもの</u>』との要件があります。スマホやタブレット本体は一般的に普及しているものと考えられ、対象とならないものです。</p>	P23 P79
80	P88 31、32、33、34行目	<p>聴覚障がいの方に災害時に必要な情報を確実に連絡・共有するためには、情報提供施設等の体制づくりの中に、障がいのある方だけでなく、支援する方への連絡・共有体制が不可欠だと思います。支援する方も同様に被災者でありますので、支援者の責任感に頼るのではなく、平時から災害対応に向けた情報提供施設等への十分な人的配置や備品等を購入するための予算措置をお願いします。</p>		<p>御意見として承ります。</p> <p>障がいのある方への情報提供に関する事業を進めるうえで、参考とさせていただきます。</p>	P87
81	P83 「意思疎通支援の充実」について	<p>5ヶ年計画の内容を実効性のあるものとする為にも、県庁手話通訳者の人数・身分の充実を盛り込んでほしい。(コロナ等県知事会見等ニーズは高まっています。)</p>		<p>御意見として承ります。</p> <p>意思疎通支援事業を進めるうえで、参考とさせていただきます。</p>	P82
82	P83 「意思疎通支援の充実」②	<p>0 to 3 (乳幼児期) の親と子のコミュニケーションが発達心理学的に重要であり、「分かってもらえる」、「分からないことを分かる」視覚言語(手話)による親子のコミュニケーションは重要で、新生児聴覚スクリーニング検査で見つかった聴覚障がい児の親と子供に視覚を活用したコミュニケーションの支援体制を整えてほしい。</p>		<p>乳幼児の場合は養育者とのコミュニケーションの確立が重要となるため、養育者の希望にそった早期支援が出来るよう、各自治体や関係機関には養育者に対し、十分なコミュニケーションの支援体制を整えるように周知していきたい。</p>	P82
83	P86 「行政等における配慮の定着」①	<p>県内公的機関窓口への手話通訳配置など、具体的な目標を明記してほしい。</p>		<p>御意見として承ります。</p> <p>行政機関における合理的配慮提供の定着に向けて、施策を推進してまいります。</p>	P85
84	P88 「防災対策の充実」①～④	<p>これからも頻発することが考えられる災害に対して福島県聴覚障害者情報支援センターの機能強化を図ってほしい。</p> <p>① 人員の充実、建物の強度、立地、設備は現在のままで機能するのか</p> <p>② 関係団体による災害対策会議の開催と行政の連携を図る</p> <p>③ 行政との情報収集と発信に必要な設備と機材は整っているか</p> <p>県内自治体へ手話通訳者設置の指導 手話通訳者の身分保障と資格制度を活用した配置</p>		<p>御意見として承り、今後の事業実施の参考とさせていただきます。</p>	P87
85		<p>災害時の情報発信及び避難所支援については、手話言語を主なコミュニケーション手段とする県民が、正確でタイムリーな情報取得ができるよう、手話通訳者の適切な配置等に配慮いただきたい。</p>		<p>御意見として承ります。</p> <p>県では市町村向けの「避難所運営マニュアル作成の手引き」を作成し、市町村が設置する避難所において、手話通訳者、要約筆記者の配置に努めるようお願いしているところです。</p>	